

玉城町告示130号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和2年10月8日

玉城町長 辻村修一

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
下玉川
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
令和2年10月8日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体(担い手)の状況
経営体数
法人 0 経営体
個人 5 経営体
集落営農（任意組織） 0 組織
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
・下玉川地区を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。
・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。
- 6 地域農業の将来のあり方
・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化等の基盤整備に取り組む。